

令和4年3月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和4年3月4日（金）午前9時30分より、野津中央公民館 多目的ホールにおいて、会長が3月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

2番 藤嶋 祐美 委員 3番 藤嶋 祐美 委員 4番 城野 幸司 委員 5番 疋田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

1番 後藤 聖憲 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第13号 非農地証明願いについて
議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
議案第15号 利用状況調査に基づく非農地の認定について

議案第 16 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数 12 名中、本日は議席 1 番の後藤 聖憲委員が欠席となっており、出席委員は 11 名となります。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号 2 番 藤嶋 祐美委員と、議席番号 4 番 城野 幸司委員に議事録署名をお願い致します。

ただいまから議案審議に入ります。

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページをお開きください。

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を

設定) することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和4年3月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、田 2,139 m² 外1筆 合計 5,198 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、畑 3,009 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号3、田 1,214 m² 外1筆 合計 1,352 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号4、田 142 m² 外2筆 合計 762 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号5、田 630 m² 外7筆 合計 6,238 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上3条申請5件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

2月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3～4ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請5件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

竹尾 委員 私、竹尾より、2月24日に佐藤委員、事務局、担当農地委員さんと実施しました議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で、水稻が耕作されています。許可後も引き続き水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそ

それぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、昨年まで耕作されていた土地です。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の田と畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田と1筆の畑で、現在は耕作されていません。許可後はカボスの作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の田で、現在は耕作されていません。許可後はカボスの作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の田と畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は4筆の田と4筆の畑で、田については昨年まで水稻が作付けされ畑については草刈り等により管理されています。許可後は水稻及びユズの作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第 8 地区、佐藤推進委員さんお願いします。

佐藤政 第 8 地区、推進委員の佐藤です。番号 3 と 4 について報告します。

委 員 番号 3、番号 4 の田と畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 4 筆の田と 1 筆の畑で、現在は耕作されていません。許可後はカボスの作付けを行うとのこと。特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 5 ページとなります。

議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 4 年 3 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 6 ページをお開きください。

番号 1、田 694 m² を、所有者が自己の田を畑として利用するため、一時転用を行うものです。

番号 2、田 1,234 m² を、所有者が自己の田を畑として利用するため、一時転用を行うものです。

番号 3、田 510 m² 外 1 筆 合計 1,271 m² を、所有者が自己の田を畑として利用するため、一時転用を行うものです。

以上、4 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、4 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸 みなさま、おはようございます。私、佐藤より、2 月 24 日に竹尾委員、事務局、担当推進委員のみなさんと実施しました議案第 11 号、農地法
委 員 第 4 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 は、自ら所有する田を埋め立て、畑地化するものです。申請地は 1 筆の田で、現在は耕作されていません。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 は、田を埋め立て、畑地化するものです。申請地は 1 筆の田で、現在は耕作されていません。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 3 は、自ら所有する田を埋め立て、畑地化するものです。申請地は 1 筆の田で、現在は耕作されていません。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろ

っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。3件とも同じ場所なので、まとめて報告します。

推進委員 番号1、番号2は、番号3は、それぞれ自らの田を埋め立てて、畑地化するものです。高齢化により、水田の管理が困難になったとのこと。いずれの申請地も田で、現在は耕作されていません。埋め立てについては地元の水利組合に確認の上、同意ももらっているとのこと、特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

藤 嶋 はい。今まで耕作していないところを畑地化にするということですが、畑地化した後の耕作する作物は何でしょうか。
委 員

議 長 事務局、お願いします。

首 藤 はい。埋め立てた後の利用方法ですが、それぞれの方が菜園程度の露地野菜を作るという申請になっております。水田に関しましては、管理や
主 幹 手間もかかりますので、田んぼは作れないということで、菜園であれば作れるということで申請が出てきております。

議 長 藤嶋委員、よろしいでしょうか。

藤 嶋 はい。

委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページとなります。

議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 4 年 3 月 4 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 217 ㎡ については、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、畑 269 ㎡ については、使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5条申請2件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の10ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸 私、佐藤より、2月24日に実施しました議案第12号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリスト
委 員 と併せて報告します。

番号1の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑については、使用貸借権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんからの報告をお願い致します。第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は区画整理の行われた地域の一角にあり、特に周囲の農業に影響はないと思われます。

議 長 続きまして、第 6 地区の伊藤推進委員さん。

伊 藤 第 6 地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号 2 の畑については、使用貸借権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。周囲は宅地のほか、草が生えないようにシートを敷いたり、小規模な菜園として管理されています。特に周辺の農業に影響になることはないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 13 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページとなります。

議案第 13 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 3 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、田 274 m² 外 1 筆、合計 346 m² の土地については、昭和 50 年頃より住宅の一部及び駐車場として利用されている土地となります。
チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 2、田 85 m² の土地については、昭和 45 年頃より耕作されず一部倉庫もありますが、雑種地として利用されている土地となります。
チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 3、畑 185 m² 外 1 筆 合計 237 m² の土地については、昭和 55 年頃より耕作されず、山林原野化及び駐車場として利用されている土地となります。

チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地に該当し、(ア) から (オ) の要件を満たしている土地及び④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 4、田 158 m² の土地については、昭和 30 年頃より耕作されず、山林原野化した土地となります。申請地の周囲で写真にあります赤色で示された土地は非農地判断済となっています。

チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地に該当し、(ア) から (オ) の要件を満たしている土地となります。

番号 5、畑 224 m² 外 1 筆 合計 938 m² の土地については、昭和 50 年頃より耕作されず進入路及び住宅用地の一部として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 6、田 50 m² 外 1 筆 合計 112 m² の土地については、平成元年頃より耕作されず隣接する住宅の庭として利用されている土地となりま

す。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 7、畑 158 m² の土地については、平成 12 年 4 月 28 日に 5 条の許可を受け、転用目的どおりに転用された土地となります。
チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し非農地化されたが地目変更が未登記の土地となります。

番号 8、田 13 m² の土地については、昭和 54 年頃より住宅の一部として浄化槽を埋設している土地となります。
チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。
申請地は次の 14～16 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 8 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより議案第 13 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 17 ページとなります。
議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり

りあったので提案する。

令和４年３月４日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第３号）「令和４年３月４日公告予定」になります。

１ページをご覧ください。この利用権設定集積表は令和４年２月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。

説明については１ページの中段やや下の合計欄で説明します。田については、12,648 ㎡ 15 筆、畑については、24,779 ㎡ 16 筆です。合計面積は 37,427 ㎡ 31 筆です。次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 15 名に対して、借り手は 8 名となります。

なお、各筆明細につきましては、４ページから 6 ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和４年３月４日公告予定の農用地利用集積計画（第３号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。続きまして、議案第 15 号 利用状況調査に基づく非農地の認定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 15 号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、利用状況調査（耕作放棄地調査）に基づき、農地法第 2 条 1 項に規定する

「農地」に該当しない旨の認定をしたいので提案する。

令和４年３月４日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の令和３年度 農地・非農地の判断対象地リストで説明します。白杵と野津の合計で説明します。

田については、997筆 256,372.79㎡、畑については、3,089筆 1,051,000.54㎡、合計で4,086筆 1,307,373.33㎡となります。

以上、農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第15号 利用状況調査に基づく非農地の認定について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第15号 利用状況調査に基づく非農地の認定については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第16号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次長 19ページをご覧ください。

議案第16号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和4年3月4日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1ページをご覧ください。

畑 1筆 918㎡ を配分するものです。農用地の所在は2ページに掲載していますのでご覧ください。

次に3ページをご覧ください。

畑 2筆 合計4,272㎡ を配分するものです。農用地の所在は4ページに掲載していますのでご覧ください。

なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載していますのでご覧ください。以上、2件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第16号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第16号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で、本総会の議案は全て終了致しました。ありがとうございました。